

兼重暗香画「前田砲台占領」(軸物26番)から

目次

文書館勤務に想う.....	2
全史料協が20年一神奈川県で記念大会 392人が参集.....	3
全史料協第20回大会ーシンポジウムに参加して.....	4
〈他館見学〉久喜市公文書館.....	5
〈史料紹介〉平成6年度の新収文書.....	6
〈ワンダー文書館〉佐賀県では全機関のレコードマネージャーが歴史的文書を 評価・選別.....	8
〈国際交流〉大韓民国国史編纂委員会訪問.....	9
写真メモ・1994年.....	10
お知らせ・ご案内.....	12

文書館勤務に想う

山口県文書館長

山本 直

民生関係を中心に公務員生活を送ってきたが、文書館勤務を命ぜられるとは思いもよらなかった。当館の館名については聞いてはいたものの、その実体をどこまで知っていたかといえば、あやしいものがあつた。それでも、今年度、館長に就任してはじめて山口県政における文書館の役割、そして全国レベルにおける当館の存在意義について、その実体に触れることができた。

「文書館」といえば、いまなお「古文書館ですか?」と館名をまちがえて尋ねる人がいるように、従来から確かに「古文書」のイメージが強くあつた。当館の設立の背景が「毛利家文庫の県への委託」に始まるという事情を考えると無理からぬところもあり、現実に書庫に入ってみると、「毛利家文庫」をはじめとした江戸時代の古文書群のポリウムに圧倒される。しかしながら、一方では、書庫内において、県の行政文書群が占める書架の数も驚異的なものがある。

「毛利家文庫」にしても、江戸時代の毛利藩の行政文書であつたものが、現在古文書として県民のみなさんに利用され、研究されているのだと聞く。藩のお役人たちにしても、当時は、全国の研究者に読まれ、研究されるようにならうとは夢にも思わなかつたに違いない。同様のことは、現在の県政に携わっている行政マンにも言えることであろう。行政施策を立案し、予算交渉をして予算を獲得し、

それを執行していく過程において作成される「行政文書」は、のちの県行政の参考資料として、あるいは歴史研究の史料として、大変貴重である。ところが、現実には百年後あるいは二百年後に活用されるであろう、などと認識しながら行政に携わり、文書を作成するような行政マンは皆無であろう。

過日、当館の書庫において、かつて自分が担当した施策に関する行政文書に邂逅した。それでなくとも、「文書の整理とは、廃棄することなり」という名(迷)言に鍛えられた世代の行政マンにとつて、自分が作成した行政文書が、このような形で文書館に保存されていようとは夢想だにできないことであり、なつかしく思うとともに大変驚いた。それと同時に、文書館はどちらかといえば「地味な仕事」というイメージが強いが、地味ながらも大変な仕事をこなしてきたのだなあ、と改めて認識した次第である。

欧米先進国においては、文書館は図書館、博物館と同列に置かれ、国立はもちろん、地方自治体においても必置とされ、各自自治体で作成した行政文書は、文書館においてきちんと整理・保存され、閲覧に供していると聞く。これらの国に比べると、わが国の場合、施設面でも、文書保存に対する国民のコンセンサスの面でも、貧弱の限りである。

山口県文書館が、欧米の文書館に劣らない、充実した館に成長するため、県民ならびに県行政による、「文書館」の役割への理解を切望するところである。

全史料協が二〇年

― 神奈川県で記念大会
三九二人が参集 ―



昭和五十一年（一九七六）二月、文書館誕生の地（山口市）に四七機関・六六人が集まって結成大会を開いた歴史資料保存利用機関連絡協議会（史料協）が、歴史資料の保存・利用と文書館設置促進運動を続けて、今年度、二〇周年を迎えました。

この間には、ネットワークを着実に広げながら、会名に「全国」を被せて、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）と改称しており、二〇年を数えた現時点では、機関会員を一三五機関に拡大し、個人会員を二一六人に増やしています。今まさに、名実の備わった全国組織として、二〇回の記念大会

を神奈川県で盛大に開催したわけです。

特に今回の研究会は、「文書館の原点」を語るシンポジウムと「全史料協の未来」を考えるフォーラムの二部構成で、日本の文書館制度の拡充を図り、さらなる飛躍を遂げるために、必要・不可欠の重い内容でした。

その背後には、公文書館法の制定以後、都道府県や市町村が、それぞれの公文書・公記録を、行政的な役目が終わった段階で安易に廃棄することなく、将来の歴史資料として、大切に保存しながら、一般住民の利用に提供するための機関として、公文書館制度の確立を真剣に考えている現実があるのです。

振り返って見ると、かつての議題は、伝えられた古文書・古記録を、どのように収集・保存して、一般の利用に提供していくか、ということに集中していましたが、最近の研究討議の視点は、将来の歴史資料として、いま残して置くべき文書・記録は何なのか、それをいかに未来へ伝えて、広い活用につなげていくか、という方向に移っています。あるべき未来の文書館像を描いて、そこに近付く努力を共通意識にし始めているのです。「記録遺産を未来に！」というスローガンが、このような積極的な姿勢を物語っています。

これまでは、史料館や資料館、あるいは歴史館などの名称で、文書館活動を担う機関もあったのですが、昭和六十二年の公文書館法の成立以後は、文書館か公文書館を名乗る機関の設置が主流になっている現実を直視して、現代の文書・記録を未来に残す、という体制を強化する必要がありそうです。記念大会を引き受けた神奈川県の場合、かつて、図書館から文化資料館を独立させ、さらに、公文書館に飛躍・脱皮させています。その最新の施設設備に、文書館制度の発展を見た思いです。戦争で記録を失った沖縄県の北谷町が、将来を見据えて、公文書館を設置しています。山口県内の市町村も、文書館制度の導入を検討しなければならぬ時期に差しかかっているようです。

（戸島）



研究会企画委員

全史料協第二〇回大会

シンポジウムに

参加して



今年度の大会は、例年とは異なり、全史料協結成二〇年を記念して、「文書館の原点」

と題したシンポジウムが初めて開催されました。基調報告者として太田富康氏（埼玉県史編さん室）、パネラーとして大石学氏（名城大学）、大国正美氏（神戸新聞社・神戸深江生活文化史料館）、菅田昌子氏（読売新聞大阪本社）、蛭田廣一氏（小平市中央図書館）および筆者が登壇して、それぞれ報告と討論を行いました。

ところで文書館とは、文書館を設置した機関いわゆる親機関の文書・記録を移管保存して公開利用に供する施設のことです。そのため文書館の業務は、保存・公開・普及に大別されます。

今回のシンポジウムは、まさにこの文書館の業務に沿った形で、(一)保存の観点、(二)利用・公開の観点、(三)普及の観点、という三つの観点から報告および討論が展開されました。特に、親機関や地域に関する文書の保存と公開について、あるいは誰でもが気軽に利用できる開かれた文書館の在り方についてなどが議論の中心になりました。

しかし、もっと別の枠組みで討論を展開することもできたはずだと思えます。

このシンポジウムは、全体的には（記録遺産の保存）に集中してしまった討論でした。

確かに、これは全史料協としては当然のことでしょう。

だが、もともと文書館には、（記録遺産の保存）という目的とともに、（親機関の業務の参考に資する）という目的もあります。

「文書館の原点」と題したシンポジウムなら、（親機関の業務の参考に資する）という視点からの討論もあってもよかつたのではないのでしょうか。文書館の普及・発展に伴い、親機関の利用は今以上に増えて来ると考えられます。親機関の業務の効率化と文書館との関係、また、そうした関係の中でのアーキビストの役割等、これらは、やがて避けては通れない問題になると思えます。

もちろん短い時間内でのシンポジウムなので、このような観点を加えた討論は困難であったでしょう。今後、何かの機会に期待すると同時に、この観点の重要性を認識していきたいものです。

筆者は、全史料協大会に初めて参加し、大変勉強になりました。特にパネラー諸氏の発言から、いろいろな組織・地域にそれぞれ文書館が必要なことを、改めて痛感した次第です。

（梅村）

〈他館見学〉

くき 久喜市公文書館

久喜市公文書館は、JR久喜駅より徒歩七分の位置、市役所西側に平成五年一〇月一日オープンしました。

同館の設置は、またも、久喜市長坂本友雄氏は、アメリカ国立公文書館入口の彫像台座に刻まれている「スタデイ・ザ・パースト」（過去に学べ）という言葉を用いて、「過去に学び、明日をみつめるためにも、……この施設を積極的に活用していただき、……たくましく育てていってほしい」（久喜市公文書館案内）と、公文書館に対する抱負を述べておられます。

このような市長の抱負を反映してか、同館での公文書公開には、先進的でユニークなシステムが取り入れられています。

久喜市の公文書は、ファイリングシステムで管理され、現用、半現用、非現用というライフサイクルののって流れます。保存年限は、一年・三年・五年・一〇年・永年に分けられています。三年および五年保存文書は四年目および六年目に、一〇年および永年保存文書

は二年目にそれぞれ同館の中間書庫に引き継がれます。この間、公開に向けて公文書の評価・選別が行われます。そして三年・五年・一〇年の各保存文書は、文書作成後それぞれ六年・一〇年・二〇年を経た後に、永年保存文書は三〇年後に公開されるシステムとなっています。

また、公開年限に至らない公文書は公文書公開条例に準じて公開されます。このことから、同館は公文書公開制度、いわゆる情報公開制度の一端を担当しています。

公文書の公開には「三〇年原則」という国際的な原則がありますが、同館の公開システムは、この原則を積極的に取り入れたものと言えましょう。

（梅村）



久喜市立公文書館メモ

〒346 埼玉県久喜市下早見八五―一

電話 〇四八〇―二三―五〇一〇

休館 土・日曜日、国民の休日、年末

年始

〈史料紹介〉

平成六年度の新収文書

今年度も所蔵者のご理解を得、貴重な文書を多数収集することができました。これらは整理を終え、閲覧提供しています。

【村田家文書】

村田家は、もと問田益田家の家臣で、一袋四点の文書の寄贈を受けました。これらは、村田家の先祖の村田波門が、弘化二年十一月と翌年六月、清末藩主毛利元承の家督相続の際および元承初人国の際に、問田益田家からの慶賀の使者として清末へ派遣されることに関わる文書です。その時の様子を書き上げたものや清末への往復費用の計算書などがあり、これらは、波門が任務終了後、益田家に提出した出張報告書（の控え）のようなものではなく、なかつたかと思われます。

【野尻家文書】

野尻家は旧長州藩士で、十点の寄託を受けました。野尻家の先祖の為猶は、出雲国の三沢為虎・為清に仕えたのち右田毛利家の祖



毛利元政の家臣になり、さらに、元禄九年、萩藩主毛利吉広に請われる形で、六代目三郎右衛門が本藩に仕えました。これは、吉広が右田毛利家の養子であった時の縁によるものです。

軸装された毛利

輝元書状や毛利元俱起請文のほか、明治期に文部官僚として活躍し、書道家としても有名な野村素介（素軒）宛の井上馨・品川弥二郎書状などが含まれています。

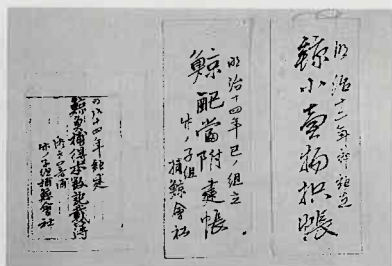
【明林寺文書】

明林寺は美東町綾木にある真宗寺院で、十二点の寄贈を受けました。当寺三世の室が萩藩士の児玉家から入嫁したこともあり、児玉氏と因縁が深いお寺です。

天文一五年の毛利元就・隆元連署知行充行状の写（『閩閩録』に見える）のほか、近世前期の寺務に関わるものが多く含まれています。

【中嶋家文書】

大津郡油谷町川尻の中嶋家は、明治一〇、二〇年代、仙崎浦や黄波戸浦の鯨組の経営に携わった家で、五六点の寄託を受けました。各浦の鯨組はそれぞれ「竹ノ子組」、「黄波戸組」と呼ばれ、各浦の網代で捕鯨を行います。



「帳簿」と墨書された文書箱に納められていた同家の文書は、「鯨小売付立帳」「鯨配当附建帳」など、当時の鯨組経営に関わる帳簿類がそのほとんどを占めています。（山崎）

このほか、整理が終わったものには、竹内家文書（旧長州藩士）、椿家文書（徳佐村庄屋）があります。竹内家文書は、慶長一五年の「請取渡申やと銭之事」、元和八年の「借用申米之事」をはじめとする一七世紀前半期の文書（大半は書状類）を多く含んでいます。

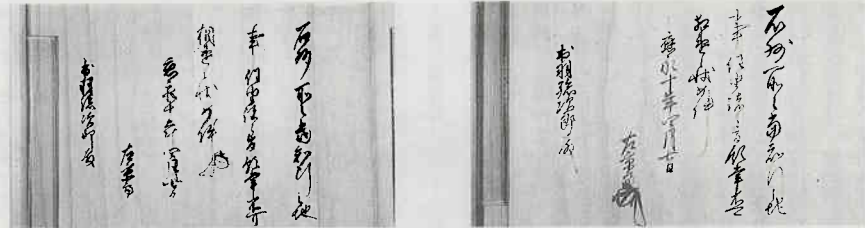
以下には、旧長州藩士の家で、『閩閩録』(江戸中期に長州藩が編さんした古文書集)に採録されているような比較的古い時代の文書を多く含んでいる文書群を紹介します。

【出羽家文書】

大阪府豊中市在住の出羽助一氏から寄贈を受けました。総点数は四六二点で、『閩閩録』巻43出羽源八家に採録された八一点のうちの一三〇点が現存しています。

出羽家は、中世には石見国出羽(現在の島根県邑智郡瑞穂町)の豪族であり、戦国時代に毛利元就に仕え、江戸時代になると長州藩士になりました。

ここで、同じような効力を持つ文書が二通ある珍しい現象を取り上げます。下段に写真を掲げた二通の文書は、応永一〇年(一四〇三)に、石見守護である「左京亮」(山名氏利)が、出羽孫次郎(祐直)に石見国内所領の当知行を安堵したものです。右の文書は表に花押があり、左の文書は裏に花押があるもので、右の方が正文であり、左の方は写しであることが明白です。しかし、左の文書には、裏に山名氏利の花押に似た形式の花押が据えられ、単なる写しとは考えられません。おそ



裏花押



らく出羽孫次郎は、正文が紛失することを恐れ、守護の近臣に花押を据えてもらい、守護の安堵に準ずる効力を与えられたものと考えられます。これらの文書について、『閩閩録』では花神の区別は記されていません。このように、原文書は、文面の内容にとどまらない様々な情報を与えてくれます。

このほか出羽家文書には家督相続や名乗りに関する近世文書が多く含まれ、また、明治期の文書も豊富で、とりわけ日清戦争の従軍記録は興味深いものです。

【内藤家文書】

福岡県北九州市在住の内藤昭二氏から寄託を受けました。総点数は二三点で、『閩閩録』巻98内藤惣兵衛家に採録された一三点のうち



一〇点が現存しています。これらは、毛利元就からの書状(写真)を初め、毛利氏が石山本願寺を助け、織田信長と戦っていた時期における、内藤氏の海上軍事力としての活躍を伝えています。

(平瀬)

ワンダー文書館

「知られていない」文書館、「不思議な」文書館という声におこたえての欄がこのコーナーです。
「ワンダフル」文書館になっていき
たいものです。

佐賀県では

全機関のレコードマネージャーが 歴史的な文書を評価・選別



「山口県文書館は、どのようにして、歴史的な文書を評価・選別していますか?」「実際のなところを教えてください。」

これは、昨年の春、佐賀県からかかってきた電話です。かつての(薩長・土・肥)の肥前から長州へ、です。

びつくりして、「文書館の方ではないですよネ?」と聞き返しますと、「ええ、総務学事課の副

島です」との返事です。とっさに、あの(副島種臣)の、と勝手に連想してしまつて、二度びつくり。事態を理解するのに時間がかかりました。

未だ文書館のない佐賀県が、「歴史的な文書の選別」をテーマにした説明会を開くということがどうしてなのか、その背景がなかなか呑み込めないのです。歴史的な文書の評価・選別は、文書館の専門職員がするものだ、という思い込みがあつたからです。

副島さんの説明によると、佐賀県では、公文書館法の成立を受けて、さっそく「歴史的な文書の保存等に関する規程」を定め、平成二年から、全庁的な歴史的な文書の保存と提供の制度をスタートさせたそう、そのために、総務学事課の文書係と、各課・各所の文書管理主任の全員が、さらに歴史的な価値をもつ文書はどれなのかと、具体的に評価・選別する作業に直面しているというのです。

山口県の場合、各課・各所の文書管理主任(レコードマネージャー)は、行政的な利用価値を判断をして、永年保存文書・一〇年保存文書・五年保存文書などと、保存年限を決定しています。その保存年限が満了した時点で、文書館の専門職員(アーキビスト)が、

歴史的な利用価値を判断して、別個に選別・保存しています。つまり、既存の文書管理制度の延長線上に、後から文書館制度が付加されたことから、このような役割分担ができて、定着しているのです。一般的にも、このような仕組みが、日本の文書館界の大勢です。

ところが、「歴史的な価値」と一口にいっても、「行政的な価値」との違いを具体的に区別することは不可能ですから、評価・選別に苦しむのが実態で、そのために、行政当局の実務と文書に精通したレコードマネージャーに相談しなければ、的確な選別結果にならないことを痛感している日々なのです。

徐々に佐賀県の文書管理制度が見えてきたところで、行政当局のレコードマネージャーが「歴史的な価値」を判定する場合も、やっぱり苦しむのかと共感を覚え、ことの重大さに恐くなっています。

現代の膨大な文書・記録の中から、歴史的に重要なものを選びすぎて、未来に残していくという仕事は、結局、レコードマネージャーとアーキビストの共同作業によらなければならぬことなのでしょう。

(戸島)

〈国際交流〉

大韓民国国史編纂委員会訪問

当館有志 小山・吉積・梅村・平瀬・山崎

で、この委員会を訪問することになったのは、平成五年十月に同委員会の朴永錫委員長が来館されたことがきっかけでした。朴委員長は、当館架蔵の朝鮮総督府関連史料の調査をされましたが、一日限りで時間が足りず、やや遅れて同年一二月に六日間にわたり韓相禱氏ほか一名の委員会メンバーが、朴委員長の命を受けて来館し、史料の写真撮影を行いました。この折、当館職員が訪韓のお誘いを受けるところとなり、翌年秋に二泊三日の韓国訪問が実現しました。(九月三〇日―一〇月二日)。

同委員会訪問は、十月一日(土)の午前中、韓国では首都への一極集中排除のため、政府機関の多くがソウルから南に車で三〇分ほど離れた果川(カチョン)市に移されており、同委員会も同市中央洞にあります。一九八七年三月の開館で、鉄筋コンクリート造りですが外観は古式、前に本館棟(地上三階、地下一階)、後に国史館(地上三階、地下二階)の二棟からなり、延床面積は三、九〇〇坪で

す。

朴委員長は、残念ながらこの年六月に退任されたばかりでしたが、史料研究委員で対馬宗氏文書の担当者李薫氏が訪問の窓口になってくださいました。氏は近世期の朝鮮船の日本漂着について研究を進めておられ、筑波大



学留学の経験もある方でした。李元淳新委員長は着任一週間目でしたが、青年期、旧制山口高等学校への入学も考えたこともあるとの昔話も出され、実に快く迎えていただきました。

国史編纂委員会の役割は、文献に限らない広範な史料の蒐集、調査研究、そして国史の刊行にあります。一般の利用にも応えているようですが、閲覧提供を目的とした機関ではないといえます。したがって、われわれの見学も異例な計らいに属していたといつてよく、貴重な文書史料である対馬宗家文書の書庫に入って実際に取らせていただいたのは甚だありがたいことでした。このほか史料の展示室(一般には非公開)、電算室(データベース化を図る)、閲覧室などに案内してもらいました。

国と県という行政レベルのちがいが、施設の役割に多少の相違点はあるものの、今回の訪問は、得難い国際交流の機会と感じられました。なお、一九九四年は、ソウル建都五百年にあたっており、多彩な祝賀行事が展開されるなか、日韓文化交流の芽生えも窺われたことでした。

(吉積)

写真メモ・1994年



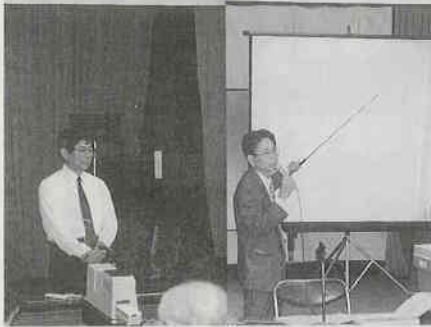
女性の立場から新鮮な歴史はなし

六月、須佐町において文書館歴史講座を開催し、女性史研究者・作家の西岡まさ子氏をお招きしました。「江戸時代の女の暮らし」というテーマで、①衣料、②暮らし、③嫁入り、④旅という側面から、規制に縛られた当時の女性の不自由な暮らしが明らかにされました。今後、山口県の郷土史研究も、男性中心に陥らない見方で取り組むことが必要なのではないでしょうか。

海外から郷土を見る新鮮さ

九月一〇月、大島町において文書館歴史講座を開催し、県外から「海外移民」の研究者お二方をお招きしました。安藤福平氏（広島県立文書館）には「北米日本人移民の歴史」、石川友紀氏（琉球大学）には「日本移民の歴史地理学的研究の動向―山口県大島郡を事例に―」というテーマで講演していただきました。どちらの講演も、海外での調査に基づき、移住先の生活状況がオーバーヘッドやスライドで説明され、新鮮な事実満ちていました。

歴史書講座



古文書講座を積極的に展開

当館は、既習者向けの「専修講座」を毎月一回開き、初心者向けの「基礎講座」（一月～二月、全六回）を油谷町で開き、教員向けの「活用講座」（八月、四日間集）を実施しました。各講座の目的は異なりますが、いずれも応募状況は良好で、受講者は熱心に学習を続けました。

なお、他機関の古文書講座にも協力し、美和町教委、むつみ村教委、県生涯教育センター主催の各講座に講師を派遣しました。



文書の受け入れに粉骨

郷土の歴史的な文書遺産であれば、その時代や量にかかわらず受け入れに努めるのが文書館の使命です。写真のように、膨大な量の「諸家文書」（民間文書）を受け入れることもあります。

一方、県機関の廃棄文書については、今年度からは情報公開制度の開始にともない整備された文書リストに基づき、本庁・出先・県立学校の全てにわたり、幅広く収集できるようになりました。



文書の整理進む

今年度は行政文書の整理を進展させ、一九四〇年代以前の膨大な簿冊文書についても、カード化を完了させました。

また、「諸家文書」は、「三坂主治文庫」（二六二八点）など、鋭意大量の文書群の整理をこなしています。

目録刊行に新たな取り組み

『諸家文書目録Ⅰ 柳井市金屋小田家文書第一分冊』の刊行は、諸家文書目録シリーズの最初です。文書群全体の構造を明らかにすることを出来るだけ考慮して、文書を分類配列しています。

また、『行政資料目録2 リーフレット・ポスター 1940年代～1960年代』の刊行により、リーフレットやポスターが閲覧利用できるようになりました。今後は地図・写真なども目録化し、行政資料の閲覧提供範囲を拡大してゆきます。



〔表紙説明〕

兼重暗香は萩藩士兼重慎一の長女です。彼女は画道を志し、洋画を叔父河北道介に習い、日本画を長州出身の高島北海・松林桂月らに学び、晩年は文展（日展の前身）の審査委員を務めた女流画家です。

画題は肖像画をはじめ、花鳥山水を得意としましたが、明治維新のモニュメント的事件も好んで題材としました。

この絵は、元治元年八月、英仏米蘭四国連合艦隊が前田砲台を砲撃し、上陸を開始したまさにその時を描いたものです。攘夷の急先鋒であった長州藩が、開国和親へと転換したターニングポイントと云うべき事件でもあります。



(小山)

お知らせ・ご案内

▽平成7年度は、次の講座を開催します

4 / 11 古文書専修講座（初回）

ただし、次回以降は、毎月第二

火曜日

5 / 16 古文書基礎講座（鹿野町） 1

5 / 23 古文書基礎講座（鹿野町） 2

5 / 30 古文書基礎講座（鹿野町） 3

6 / 6 古文書基礎講座（鹿野町） 4

6 / 13 古文書基礎講座（鹿野町） 5

6 / 20 古文書基礎講座（鹿野町） 6

6 / 文書館歴史講座（小野田市） 1

6 / 文書館歴史講座（小野田市） 2

6 / 文書館歴史講座（小野田市） 3

8 / 15 古文書活用講座（教員対象）

9 / 文書館歴史講座（錦町） 1

9 / 文書館歴史講座（錦町） 2

10 / 文書館歴史講座（錦町） 3

※月日は平成7年3月段階での予定です。詳しくは当館にお尋ね下さい。

文書館ニュース 第二九号

平成七年三月三十一日発行

山口県文書館 電話〇八三九②二二一六

〒七五三 山口市後河原一五〇一

＜利用案内＞

